

令和2年2月28日

保護者 様

横瀬町立小・中学校長

新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、世界的にも感染者数の増加が伝えられているとともに、国内においても感染者が拡大し、日々、状況が変化しております。

そのような中、昨日、国から学校の臨時休業の要請があり、それを受けて埼玉県教育委員会からも同様の要請がありました。さらに横瀬町教育委員会からも下記のとおり対応するよう指示がありましたので、お知らせします。保護者の皆様におかれましては、心配が付きにくいこととは存じますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。学校としましても子どもたちの健康・安全を第一に考え、関係機関と連携し対応してまいります。

なお、今後の対応状況につきましては、学校ホームページ等にて適宜お知らせいたしますので、日々ご覧ください。

記

1 学校機能の閉鎖

- ・感染症拡大防止の観点から、3月2日（月）から春休み開始までの間、臨時休業を行い、学校機能を閉鎖する（現時点では、次に登校するのは令和2年4月8日（水）の予定）。
- ・学校における授業や部活動、給食の支給は行わない。

2 感染予防について

- ・休業期間中は、不要不急の外出を避け、感染予防に努める。
- ・毎日の検温や、健康状態の確認は各家庭において行う。（児童・生徒はもちろん、ご家族についてもご協力をお願いします。）

3 卒業式等の実施について

- ・実施する場合は、必要最小限の規模かつ万全の感染予防対策を講じた上で実施する。
（実施有無や実施する場合の詳細については、改めて連絡網やホームページ等でお知らせします。）
- ・修了式や部活動等については実施しない。

4 高校入試の実施について

- ・全日程を、万全の感染予防対策を講じた上で実施する。
（学力検査：2月28日（金）、実技検査・面接：3月2日（月）、追検査3月4日（水））

5 子供の特例的な受入れについて

- ・小学校低学年（1、2年生）や特別支援学級の児童・生徒で、自宅で一人で過ごすことができない場合
（例：保護者等が就業しており、どうしても仕事を休めない場合）は、学校施設で受け入れる。

※子供の特例的な受入れについての詳細は裏面参照

<子供の特例的な受入れについての詳細>

- 受入れ対象となる子供は、学童保育室入室者を除く、小学校低学年（1、2年生）と特別支援学級の児童・生徒とする。
- 子供を受け入れる時間帯は、8：30～15：00までとする。
（ただし、受入れ開始時間は8：30～9：00とし、それ以降の受入れは行わない。）
- 子供の送迎については保護者が責任をもつこと。
- 子供の安全管理については保護者が責任をもつこと。
- 給食は支給されないので、必要に応じて弁当や水筒を持参すること。
- 参加者は健康状態の報告を行うこと（健康チェック票を持参し提出すること）。
- 毎日健康状態を確認し、37.5℃以上の熱がある場合や諸症状がみられる場合には参加しないこと。
- 原則として、マスクを着用して参加すること。
- 授業は実施しないので、各自が自習課題を持参すること。

※受入れについての詳細は、今後の状況によって変更となる場合があります。変更点については学校ホームページにてお知らせしますので、日々ご確認ください。